

格差是正を 基本骨子とする法改正を実現

自由民主党 離島振興特別委員会議務局長 宮腰光寛



衆議院議員(富山県2区)。昭和25年富山県黒部市生まれ。京都大学法学部中退。富山県議会議員(4期)を経て、平成10年衆議院議員初当選、農林水産副大臣などを歴任。現在、衆議院農林水産委員会筆頭理事。

●改正法の基本的な考え方は「格差是正」

昨年一〇月、全離島理事会の後に開催された懇談会で、法改正に向け全政党で実務者協議をやるうじやないかと提案しました。打越さん(民主党離島政策PT事務局長)がその場で承諾され、そこから改正作業が本格的にスタートした。各党の関係者が一堂に会したあの場、あのタイミングでなければ、協議の枠組みはできず、今回の改正も実現していただかなかったかもしれません。

改正法には、離島関係者の方々の想い、地方自治体や離島関係団体などからの要望の基本的な部分を中心に、できる限りのことを盛り込みました。今回、条文化できなかつた課題についても、附則や附帯決議に明記することで足がかりはできたと思います。

法改正の基本的な考え方とは、簡潔に言うところ「格差の是正」。生活上のコスト格差はもちろん、教育や介護・医療サービスを受ける機会の格差も厳然としてある。そうした

さまざまな格差をできる限り是正するという趣旨で、多くの施策を盛り込んだ。基本的な格差の是正については国の責任でしっかりとやり、それぞれの島の事情にもとづいた振興策については島側できちんと考え、それに対して国が支援していくというのが基本骨子です。

●独自のアイデアで活用してほしい交付金や特区制度

新しい仕組みとしては、まずソフト事業に使える「離島活性化交付金」があります。これは、今国会(第一八〇回通常国会)において今年三月に成立した沖繩振興特別措置法の中に、ソフト事業が対象の「沖繩振興特別推進交付金」(八〇三億円、市町村で実施される事業も交付対象)が先駆けて盛り込まれたことが非常に大きい。沖繩の離島もそれぞれ問題を抱えています。沖繩以外の離島もさまざまな困難がある。こういった離島では、できる限り自由に使えるようなソフト交付金が必要です。もちろん、ハード整備が必要ないわけではありませんが、生活を支えていくための交付金は非

常に重要です。

ただ、沖振法の場合は特殊事情があり、法案の与野党修正協議のなかで、特別推進交付金を県が基金に積み立てることもできる仕組みを提案し、合意を得ました。私も、その修正案（野党三党派共同提案）の提出者の一人です。これは沖振法が、予算をまず先に固めて、それから法律の中身を詰めるという順序だったため基金という道を残せた。しかし、離島振興法については、法律ができた後に来年度の予算を組むという流れなので、交付金の基金への積み立てという形は難しいでしょう。

離島振興法の場合、一〇年間の離島振興計画をつくり、事業予算を各省庁から概算要求であげてもらわねばならない。そうしたスケジュールも考え、何としても今国会の会期延長前に成立をさせなければと努力したんです。とくに離島活性化交付金については、思い切って進めていく必要がある。私たちが法の成立を急いだ意図の一つは、単にこれまでのソフト事業の補助金を単純にまとめただけではなく、独自のアイデアで有効にこの交付金を使ってほしいからです。まだ問題はあるようですが、離島活性化交付金も沖繩の事例を参考にしてみるといいのではないのでしょうか。

「離島特区」も重要なポイントの一つです。具体的な内容は、これから地域の要望などを踏まえて考えていくわけですが、その枠組みができた。ここからは離島側の知恵の出

しどころです。単なる事業採択の要件緩和ではもったない。ぜひ、離島ならではの提案をしていただきたい。行政だけで考えるのではなく、住民の皆さんをはじめ、地域おこしをやっている方々の話を聞くなどの積極的な姿勢がほしいですね。

●島ごとの条件を踏まえた特徴ある計画づくりを

市町村の離島振興計画案策定にあたっては、離島住民の意見を反映させることとしました。改正法の精神を理解した上で、法の仕組みを積極的に活用し、離島の皆さんが希望を持って頑張っていけるような計画を、一部離島の市町村であってもしっかりつくってほしい。離島はそもそも特別な地域なんだという気持ちで、市町村で計画案、都道県で計画をつくっていただければありがたい。

離振法は時限法です。一〇年というのはちょうどよいスパンのような気がします。今回の改正では、恒久法化という意見もありましたが、恒久法にすると、逆に時代ごとの変化や、離島を取り巻く環境の変化に対応できなくなる可能性があります。ですから、離島振興計画の策定にあたっては、現行の離島振興計画に乗っかる形ではなく、島ごとの条件を踏まえて、この一〇年間の社会的な背景の変化も加味し、特徴のある計画にしたいと思います。

離島振興法自体も、名前は変わっていませんが、中身は

新法に近い形となっています。次回、一〇年後の改正も、同じ気持ちで取り組めばいいと思います。

● 離島航路・航空路のコスト是正が今後の課題

与野党協議では、いわゆる国境離島の問題について、各党からさまざまな意見が出ました。離島振興法は、内海、外海問わずすべての離島を対象にした法律なので、国境離島だけの特記するわけにはいけません。この点については、「特に重要な離島について、特別の措置について検討を加えて必要な措置を講ずる」と附則第六条に書き込み、別途法制化を前提にした形にすることで合意を得ました。今後は、この条項にもとづいて、新たな法整備を進めることもわれわれの仕事だと認識しています。

今後の課題については、離島航路・航空路にかかるコストの是正が挙げられます。今回、「人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善する」と第一条の目的にも明記されましたが、これだけでは改善にはつながらない。基本的な格差については国の責任において解消に努めることが大事だと考えます。附帯決議に「離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め、支援のあり方について検討すること」と入れたのは、新たな法制化

をにらんでのことです。

現行の離島航路整備法は、唯一かつ赤字の航路事業者に対して欠損補助する仕組みですが、このやり方を続けると航路がどんどん細くなっていくのではないかと。つまり、経営改善を追求すると、船が小型化していきまます。そうなるのと、これまでなら出航できた天候でも、出られない日が多くなってくる。そのうち不定期就航になり、住民生活に大きな影響がでるといった事態を招きかねない。こういう考え方は、抜本的に変えていかななくてはなりません。こういう考え方が二年前に提案した法案（離島航路航空路整備法案）は、距離に応じた標準運賃・料金を設定し、人であればJR並み、物資であれば本土におけるトラック輸送並みという考え方は、そういう考えに基づいた新たな法整備が必要です。

● 重要課題として 取り組んだ離島の強靱化や教育支援

このほか、附則第四条（財源の確保に係る検討）、今回の震災で宮城県の離島が大きな被害を受けたことを踏まえ、補助率の嵩上げ問題も含めた同第五条（防災機能の強化を図るための財政上の措置等）など、離島の強靱化に向けた検討と措置も盛り込むことができた。とくに補助率については、防災や環境面に限った別表（第七条「国の負担又は補助の割合の特例等」に規定）の改正を主張していましたが、最終的に検討という形で附則に書き込むことで落ち着きました。条文では、

「この法律の施行後早急に」としてあります。海岸、道路、港湾、漁港はもちろん、避難場所に至る道路の整備までしっかりと財政上の措置を講じなければなりません。

標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）の見直しについては、とくに山内町長（島根県海士町長）から強い要請を受けました。私も二回ほど島を訪ねたことがあり、地元では隠岐島前高校（島前地区唯一の県立高校）を存続させようと、懸命に入学者を増やし、一学年一学級を本年度から二学級にしたことも知っていました。こうした努力を続けている学校でも、専科教員が足らず、必要科目を履修できないため、希望の大学に行けない、という状況になってしまふ。そこで、離島振興法の附則に趣旨を書き、標準法もセットで改正することにしたんです。標準法は、都道府県が学校の教員定数を増やすための地方交付税の裏づけとなるのです。ですから、離振法と標準法の改正がセットでなければ現実には変わらない。この点については、私が心を込めて文科省の担当官を説得しました。

高校生の修学支援に関しては、今年度から事業が新設され、予算措置もできています。ただ、私たちが与党のときに概算要求に盛り込んだ額からすると非常に少ないものです。この点については、中身をもっと精査して、単価の問題などを見直したい。

私たちが与党のころは、県や市町村が半分出せば国がそ

の残りの半分を支援するというスキームを考えていましたが、離島活性化交付金で県や市町村の負担分も財政的に裏づけができたことは大きいですね。ほかにも交付金の対象事業としては、ガソリン流通コスト対策、妊婦通院・出産支援、高校生修学支援などを挙げています。

●条件不利地域にこそ政治の光を

われわれも離島を一所懸命まわって現状を見て、島の方々の話を聞いて、問題点を改善できるよう、法改正に取り組みました。そもそもいまの日本の国力で離島の振興をやれないわけがない、そういう想いですと協議に臨んできたわけです。

まずは、離島市町村と都道府県が改正法の精神をしっかりと理解し、いかに知恵を絞ってよい離島振興計画をつくるかが基本であり、はじまりでもあります。今回こそは、一〇年先を見通して、離島に住む方々が明るい希望を持って頑張っていられるような計画が、どの自治体からもあがってくることを期待しています。いい計画が出てくれば、われわれもしっかりと応援させていただきます。

離島をはじめとする条件不利地域にこそ、政治の光をあて続けなければなりません。今回の改正法が、離島の希望や活力につながるよう、これからも皆さんと一緒に努力したいと思います。